

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案		現行		
2.3 機関	2.3 機関	1中	2中	3中
<p>2.3.1 通則</p> <p>-1. 第2回以降の定期検査における機関の検査は、機関室、ボイラ室、冷凍機器及びその管装置の一次冷媒系統の露出部分、並びにタンカー(救命設備規則第1条の2第6項のタンカーをいう。以下同じ。)にあつては、ポンプ室、諸管装置、自動呼吸弁、火災防止用金網等について、外観検査を行うほか、施行規則第24条第2号(第30条第2項に係るものを除く。)及び第30条第1項の規定により、準備された状態で行う。ただし、製造後11年未満の内燃機関(旅客船にあつては、平水及び限定沿海区域を航行区域とする船舶に備え付けられたものに限る。)については、前回定期検査後の中間検査、臨時検査で解放検査が実施されており、検査の記録等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該検査の一部又は全部を省略して差し支えない。</p> <p>-2.(略)</p> <p>(1)~(2)略</p> <p>(3) (a) 製造後11年未満の内燃機関(旅客船にあつては平水及び限定沿海区域を航行区域とする船舶に備え付けられたものに限る。)にあつては、保守整備に関する記録、事情聴取等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、解放検査に代えて効力試験(海上運転)とすることができる。</p> <p>(b) 平水及び限定沿海区域を航行区域とする旅客船については、(a)で規定されるもの以外であつて、特1中</p>	<p>2.3.1 通則</p> <p>-1. 第2回以降の定期検査における機関の検査は、機関室、ボイラ室、冷凍機器及びその管装置の一次冷媒系統の露出部分、並びにタンカー(救命設備規則第1条の2第6項のタンカーをいう。以下同じ。)にあつては、ポンプ室、諸管装置、自動呼吸弁、火災防止用金網等について、外観検査を行うほか、施行規則第24条第2号(第30条第2項に係るものを除く。)及び第30条第1項の規定により、準備された状態で行う。</p> <p>-2.(略)</p> <p>(1)~(2)略</p> <p>(3) 平水及び限定沿海区域を航行区域とする旅客船については特1中以外の第1種中間検査時には、保守整備に関する記録、事情聴取等から判断して船舶検査官が差し支えないと認められる場合は、解放検査に代えて効力試験(海上運転)とすることができる。</p>	○	○	○



(下線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行							
<p>以外の第1種中間検査時には、保守整備に関する記録、事情聴取等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、解放検査に代えて効力試験（海上運転）とすることができる。</p> <p>-3~-4 (略)</p>									
<p>2.4~2.12 (略)</p> <p>2.13 液化ガスばら積船</p>									
検査項目	定期	1中	2中	3中	検査項目	定期	1中	2中	3中
2.13.10 その他の設備 -1. クロスフラットディング装置、水密戸等損傷時復原性能に関連する装置の外観検査(ただし、クロスフラットディング装置の外観検査を行うことが困難な場合は効力試験に代えることができる)	○	○	○		2.13.10 その他の設備 -1. クロスフラットディング装置、水密戸等損傷時復原性能に関連する装置の外観検査	○	○	○	
-2.~7. (略)									
<p>2.14 液体化学薬品ばら積船</p>									
検査項目	定期	1中	2中	3中	検査項目	定期	1中	2中	3中
2.14.9 その他の設備 -1. クロスフラットディング装置、水密戸等損傷時復原性能に関連する装置の外観検査(ただし、クロスフラットディング装置の外観検査を行うことが困難な場合は効力試験に代えることができる)	○	○	○		2.14.9 その他の設備 -1. クロスフラットディング装置、水密戸等損傷時復原性能に関連する装置の外観検査	○	○	○	
-2.~11. (略)									
<p>2.15 (略)</p>									

改 正 案

現 行

2.16 満載喫水線及び区画規程

2.16 満載喫水線及び区画規程

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.16.1 標示及びその前提となる条件を検査する。	○	○	○	
2.16.2 損傷制御図を確認する。	○	○	○	
2.16.3 浸水警報装置	○	○	A	
2.16.4 クロスフラッディング装置の外観検査を行う。ただし、外観検査を行うことが困難な場合は効力試験に代えることができる。	○	○	A	

2.17～2.18 (略)

F編 認定物件に係る検査

1～2(略)

3.機関

3.1～3.2(略)

3.3.1～3.3.6(略)

3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例

認定事業場において製造する機関の重要部品の材料で法第8条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。なお、当分の間 GL、ABS、DNV 及び BY 船級協会が発行する証明書に

つては同様に取扱つて差し支えない。

S編 検査の特例

第2章 検査の特例

2.1～2.10 (略)

2.1.1 (略)

2.1.2 整備認定事業場において整備された膨脹式救命いかだについては、整備済証明書に添付されている整備記録の整備内容を確認し、B編2.7.2-2(整備認

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.16.1 標示及びその前提となる条件を検査する。	○	○	○	
2.16.2 損傷制御図を確認する。	○	○	○	
2.16.3 浸水警報装置	○	○	A	
2.16.4 クロスフラッディング装置の外観検査を行う。	○	○	A	

2.17～2.18 (略)

F編 認定物件に係る検査

1～2(略)

3.機関

3.1～3.2(略)

3.3.1～3.3.6(略)

3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例

認定事業場において製造する機関の重要部品の材料で法第8条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。なお、当分の間 GL、ABS、DNV 及び LR 船級協会が発行する証明書に

つては同様に取扱つて差し支えない。

S編 検査の特例

第2章 検査の特例

2.1～2.10 (略)

2.1.1 (略)

2.1.2 整備認定事業場において整備された膨脹式救命いかだについては、整備済証明書に添付されている整備記録の整備内容を確認し、B編2.7.2-2(整備認



現 行

改 正 案

<p>定事業場が実施した場合を除く。)、-3 及び-4 の検査を行うものとする。なお、整備認定事業場において整備後30 日を経過した膨脹式救命いかだであつても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>また、膨脹式救命浮器を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であつて、当該整備認定事業場が膨脹式救命浮器整備要領書に従つて整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B 編2.7.2-1で規定される附属書 F-1の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3~2.1.4 (略)</p> <p>2.2~2.10 (略)</p> <p>2.11 稼働時間の短い船舶の機関の検査</p> <p>2.11.1 (略)</p> <p>この場合であっても、機関の解放検査(定期検査で行うものをいう。)の間隔は、湖川のみを航行する旅客船を除き10年を超えてはならない。</p> <p>2.12~2.17 (略)</p> <p>2.18 船体計画保全検査</p> <p>-1~6(略)</p> <p>-7 承認の取り消し</p> <p>次に掲げる場合は計画保全を中止し、検査測度課長に報告すること。</p> <p>(1) 承認した船体保全計画書に従わなかった場合(軽微なものを除く)、その他優良・適切な船体の保守管理体制が維持されていない場合</p> <p>(3)~(4) 略</p>	<p>定事業場が実施した場合を除く。)、-3 及び-4 の検査を行うものとする。なお、整備認定事業場において整備後30 日を経過した膨脹式救命いかだであつても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>2.1.3~2.1.4 (略)</p> <p>2.2~2.10 (略)</p> <p>2.11 稼働時間の短い船舶の機関の検査</p> <p>2.11.1 (略)</p> <p>この場合であっても、機関の解放検査(定期検査で行うものをいう。)の間隔は10年を超えてはならない。</p> <p>2.12~2.17 (略)</p> <p>2.18 船体計画保全検査</p> <p>-1~6(略)</p> <p>-7 承認の取り消し</p> <p>次に掲げる場合は計画保全を中止し、検査測度課長に報告すること。</p> <p>(1) 承認した船体保全計画書に従わなかった場合、その他優良・適切な船体の保守管理体制が維持されていない場合</p> <p>(3)~(4) 略</p>
<p>2.19 機関計画保全検査</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 適用対象</p> <p>機関計画保全検査を初めて適用する時点において、原則として製造後15年未満又は累積運転時間が75,000 時間以内の機関であつて船舶安全法施行規則第24 条の規定に基づき解放検査の準備が必要なものに適用する。</p> <p>-3~-6 (略)</p> <p>-7 承認の取り消し</p> <p>次に掲げる場合は計画保全を中止し、検査測度課長に報告すること。</p> <p>(1) 承認した機関保全計画書に従わなかった場合(軽微なものを除く)、その他優良・適切な船体の保守管理体制が維持されていない場合</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p>-8 (略)</p>	<p>2.19 機関計画保全検査</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 適用対象</p> <p>機関計画保全検査を初めて適用する時点において、原則として製造後15年未満又は累積運転時間が75,000 時間以内の機関であつて船舶安全法施行規則第24 条の規定に基づき解放検査の準備が必要なものに適用する。<u>ただし、当分の間、2 機2 軸以上を搭載しない旅客船の機関には適用しない。</u></p> <p>-3~-6 (略)</p> <p>-7 承認の取り消し</p> <p>次に掲げる場合は計画保全を中止し、検査測度課長に報告すること。</p> <p>(1) 承認した機関保全計画書に従わなかった場合、その他優良・適切な船体の保守管理体制が維持されていない場合</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p>-8 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>附属書 A 一般的事項に関する附属書</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法 (略)</p> <p>4.1～4.2 (略)</p> <p>4.3 損傷時の復原性の検査</p> <p>4.3.1 損傷時復原性計算プログラム承認書等の確認 (略)</p> <p>4.3.2 計算プログラムによる確認</p> <p>-1 所要データ入力 (略)</p> <p>-2 データ確認</p> <p>担当資格者は、以下の入力項目が正しく出力されていることを、提出された図面等を基に確認を行う。なお、<u>4.3.2-1</u> で入力した場合、確認を省略して差し支えない。 (1)～(7) (略)</p>	<p>附属書 A 一般的事項に関する附属書</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法 (略)</p> <p>4.1～4.2 (略)</p> <p>4.3 損傷時の復原性の検査</p> <p>4.3.1 損傷時復原性計算プログラム承認書等の確認 (略)</p> <p>4.3.2 計算プログラムによる確認</p> <p>-1 所要データ入力 (略)</p> <p>-2 データ確認</p> <p>担当資格者は、以下の入力項目が正しく出力されていることを、提出された図面等を基に確認を行う。なお、<u>4.3.3-1</u> で入力した場合、確認を省略して差し支えない。 (1)～(7) (略)</p>



